

令和3年3月17日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 宮下 敬子

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日米貿易協定税率の適用を受ける牛肉（以下「日米貿易協定適用牛肉」という。）については、令和2年4月1日から令和3年3月上旬までの輸入数量が、令和2年度の日米貿易協定に規定する輸入基準数量を超えたため、本年3月18日から同年4月16日までの間、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定により、下記のとおり、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガード（以下「牛肉セーフガード」という。）が発動されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

該当物品	統計品目番号	関税率の変更
牛の肉 (生鮮・冷蔵及び冷凍)	0201. 10-000	(発動前) 25.8% ↓ (発動後) 38.5%
	0201. 20-000	
	0201. 30-010	
	0201. 30-020	
	0201. 30-030	
	0201. 30-090	
	0202. 10-000	
	0202. 20-000	
	0202. 30-010	
	0202. 30-020	
	0202. 30-030	
	0202. 30-090	
牛のくず肉 (ほほ肉及び頭肉) (生鮮・冷蔵及び冷凍)	0206. 10-020	(発動前) 34.7% ↓ (発動後) 38.5%
	0206. 29-020	

【日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの概要】

日米貿易協定適用牛肉（参考１）の輸入数量が、日米貿易協定に定められた輸入基準数量（参考２）を超えた場合、一定の水準まで関税率を引き上げる措置。

（参考１）日米貿易協定適用牛肉に係る品目番号

0201.10-000、0201.20-000、0201.30-010、0201.30-020、0201.30-030、
0201.30-090、0202.10-000、0202.20-000、0202.30-010、0202.30-020、
0202.30-030、0202.30-090、0206.10-020、0206.29-020

（参考２）輸入基準数量

令和２年度における輸入基準数量：242,000 トン

【NACCS用品目コードの使用】

本年３月１８日以降、日米貿易協定適用牛肉のうち 0206.10-020 及び 0206.29-020 の輸入申告等を行う場合には、「牛肉セーフガードに対応するNACCS用品目コード（暫定法第７条の８発動時）」を使用してください。

なお、第 02.01 項及び第 02.02 項の牛肉も牛肉セーフガードの対象となりますが、牛肉セーフガード発動期間中の同協定の関税率と国定税率（暫定税率）が同一であるため、日米貿易協定に対応するNACCS用品目コードを使用して輸入申告等をした場合であっても、NACCS上、自動的に「T：暫定税率」が適用されます。

また、牛肉セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、牛肉セーフガード発動期間終了後に日米貿易協定税率の適用を受けて蔵出輸入申告を行う貨物については、日米貿易協定に対応するNACCS用品目コード等を用いて蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行っていただく必要があります。この場合、蔵入承認申請時に原産品申告書を提出してください。

詳細については、NACCS利用者向け掲示板をご参照ください。

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。